

カルテット

行政書士有志でお送りする事務所通信です。

お世話になっております皆様へ

第二号発行いたしました。今回も盛りだくさんです。

気になる記事ありましたらぜひ、お読みください。

※内容に関する疑問点・ご質問などがございましたら

お気軽にご連絡くださいませ。



目次

1. 横浜市助成金情報	田代さとみ（行政書士）	P2
2. 動物愛護週間	田代さとみ（行政書士）	P3
3. 相続手続きの簡素化なるか？	小口貴史（行政書士）	P4
4. 個人事業に戻るには？	澤口洋輔（税理士／行政書士）	P6
5. 国籍コラム	宮下彩矢（行政書士）	P8

通信欄

行政書士 横浜中央合同ハル事務所 田代 さとみ
横浜市中区山下町1番地シルクセンター国際貿易観光会館324
TEL045-263-9883 FAX045-263-9882
URL <http://www.halu-office.com/>

1. ニュース！横浜市で新たに創業する方に朗報！

横浜市創業促進助成金の公募が始まっています。

創業時に必要となる経費の一部を、横浜市が最大 30 万円まで助成。個人事業主でも可。

申請期間：平成 28 年 8 月 1 日（月）～平成 28 年 11 月 30 日（水）

対象者：平成 28 年 4 月 1 日以降に横浜市内で創業する又は創業した方 **プラス ★下記参照**

対象経費：**創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費、店舗等借入費、設備費、広報費**

対象期間：平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 2 月 28 日までに経費の支出が完了したもの

助成対象経費：経費の 1/2 以内最大 30 万円まで（60 万円使った場合 1/2 の 30 万円が助成される）

★この助成金を受けるためには、もう一つ重要な条件が必要です。

横浜市が認定する特定創業支援事業者によるセミナーを受ける必要がありますが、、、このセミナーを受けるととっても良いことがあるかもしれません。

最大で 4 つのメリットが受けられる可能性があります、その中で一番お得感があるのが、一つ目のメリット、登録免許税の軽減ではないでしょうか？

【創業前の方又は創業 5 年未満の個人が会社（株式会社、合同会社等）を設立する場合には、登録免許税の軽減を受けることが可能】

例えば、株式会社又は合同会社は、資本金の 0.7%の登録免許税が 0.35%に軽減

（最低税額が株式会社 15 万円の場合には 7.5 万円、合同会社 6 万円の場合には 3 万円の軽減）

あとの 3 つのメリットは、創業関係の融資枠の拡大や融資の早期利用、要件緩和となります。（詳しくは、横浜市経済局の「創業支援事業計画について」のホームページ参照）

創業する方に特に嬉しいのは、（対象期間内に限られますが）店舗や事務所の賃借料や店舗改装費、創業時に最も大切な広告宣伝費も助成対象になることですね。

そして我々行政書士としてさらに喜ばしいのは、助成金の対象となる経費の中には、行政書士に依頼する開業・法人設立に伴う申請書類作成経費も含まれるんですね。（定款認証料、登録免許税は除く）

横浜市で創業を考えている方には、

まさしく今がチャンス！ご依頼お待ちしております(^^)/



何を隠そうこの私も早速、創業セミナーに申し込みました！

(執筆：行政書士 田代さとみ)

2. 動物愛護週間は法律で決まっています



毎年9月20日から26日は動物愛護週間です。

動物愛護管理法（動物の愛護及び管理に関する法律）では、国民に動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めてもらうため、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。

（動物愛護週間）

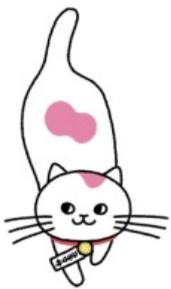
第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

「動物の愛護及び管理に関する法律」より抜粋

動物愛護週間には、国、地方自治体、関係団体が協力して、動物の愛護と管理に関する啓発のための各種行事、イベントを実施します。



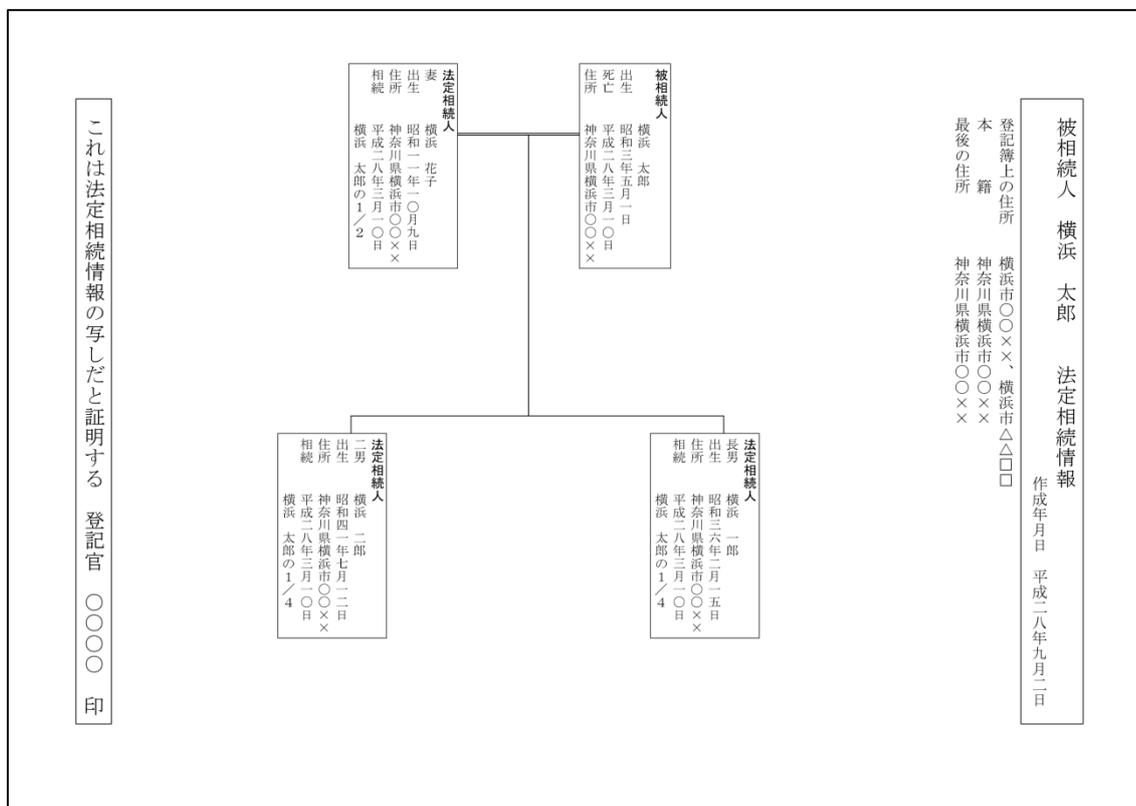
横浜市では、9月22日（木・祝）に、山下公園おまつり広場で、

「動物愛護フェスタよこはま2016」が開催されます。

今年のテーマは、「備えて安心！ペットの災害対策～高めよう、飼い主の意識～」です。さまざまな楽しい催しものが予定されています。私も今年は実行委員として、企画から携わりました。ペットを飼っているいないに関わらず、ぜひ、ご家族でお気軽にお出かけください！

(執筆：行政書士 田代さとみ)

3. 相続情報の証明、新制度で省力化？～来年5月からスタート予定～



※法定相続情報証明書：イメージ図

1) 相続手続きを簡易に

相続の権利を持つ人（相続人）全員の氏名や本籍などの情報をまとめた**証明書**を**発行**する制度を法務省が明らかにしました（法定相続情報証明制度：仮称）。現在は不動産や預貯金を相続する際、**各地の法務局や金融機関にそれぞれ全員分の戸籍などを提出する必要がありますが、新制度ではこれに代えて、一度必要な書類をそろえて法務局に提出すれば、以後は証明書1枚の提出で足りるようになります。**年内にパブリックコメント（意見公募）を実施して詳細を決めたうえ、来年5月を開始予定としています。



2) 証明書発行までの流れ

- ① 相続発生後に、相続人の一人が全員分の本籍、住所、生年月日、続柄、法定相続分などを記した「関係図」をつくり、相続人全員分の現在の戸籍と、亡くなった人の出生から死亡までの戸籍をそろえて法務局に提出します。
- ② 法務局は内容を確認したうえ、無料で公的な証明書として保管して、その写し（左図イメージ）を発行します。不動産の名義変更手続きのほか、銀行や証券会社などの金融機関の相続手続きでも利用できます。

3) 制度の趣旨

各地に散在する不動産を相続する場合、手続きの煩雑さから、特に資産価値の低い土地では名義が書き換えられないケースがあり、山間部などで道路や宅地の造成をする際、登記上の所有者と実際の地権者が異なることにより、買収が進まないという問題が発生しています。新制度では（利用者の負担を軽減することにより）不動産の相続登記を促すことでこれら諸問題の解決を主目的としていますが、同様の問題（預貯金額が少ないため手続をしない）は金融機関等での相続手続きでも散見されるため、新制度がこのような手続きの問題解決に繋がっていくことにも個人的には期待をしています。

（執筆：行政書士 小口貴史）

引用・参考文献 金子元希、2016.7.5、朝日新聞デジタル

一度は戸籍を収集しないとならないことには、今と変わらないんだね！



4. 個人事業に戻るには？

建設会社を長く続けてこられて社長から、「商売の規模も小さくなってきたし、そろそろ会社を閉じて、70才過ぎたら好きな大工仕事を個人事業で自由にやりたい・・・」と言われることがありました。生涯やりたい仕事があるなんて羨ましく、いい話だなと思いました。

そんな「会社を閉じて→個人事業へ」の移行で注意するポイントなど書いてみます。



1) 個人事業に戻す手続きのながれ

個人事業に戻す手続きは、こんな流れです。法人を作ったときを思い出してください。法人設立の登記をしたり個人の仕事道具や車を法人に移したと思います。その逆の作業です。

- ① **会社の所有する資産を個人へ売却する**・・・仕事道具やコピー機、会社所有のトラックなどは個人事業で引き続き使いますので、時価で売却します。
- ② **会社を解散・清算する**・・・解散する旨の登記を法務局に、会社に残った財産の清算結果を税務署に申告します。
- ③ **個人事業を開業する**・・・もう一度、個人で仕事やっていきますと税務署へ届出をします。取引先にも知らせていきます。

2) メリットとデメリット

個人事業に戻すのは、法人運営の面倒な手続きは、そろそろやめたいという気持ちからだと思いますが、それ以外のメリット・デメリットとして、代表的なものはこんなところでしょうか。この点も、法人設立するときに検討したことの逆と考えると分かりやすいと思います。



メリット

- ・事業規模が縮小し利益が少なくなっている場合には、個人事業の方が、税金が安い
- ・社会保険料の負担が必要なくなる場合があり手取り収入が増えるケースがある
- ・法人の税務申告に比べて、個人事業では慣れてしまえば自分で出来るので税理士へのコストが圧縮できる

デメリット

- ・会社形態をとらないと取引をしてくれないケースがある
- ・許認可が必要な業種で、再取得のハードルが高いケースがある
- ・思いのほか利益がとれてしまった場合に、個人事業の方が、税金が高いケースがある
- ・法人時代の赤字の欠損金（その分だけ今後利益が出ても税金がかからないという特権）を個人事業に引き継げない
- ・法人での役員報酬が少なかった場合には、逆に社会保険料の負担が多くなるケースある

3) スムーズに個人事業へ移行するには？

上記のデメリットが生じない、スムーズな個人事業への移行を可能にするには、事業の状況で起こり得る事態を整理した上で**移行期間を設けて進めていくと良い**です。

例えば、「あと3期過ぎたら会社を閉じて個人事業に戻す」と決めて、取引先に少しずつ周知させていく・許認可の要件を充足するよう準備する・その期間内で会社の欠損金を無駄なく使い切るように仕組んでいく・個人事業になったときに最初から自分で確定申告できるように勉強しておく、など進めていくのです。

スムーズな移行がきっと実現できます。このスケジュール策定のサポートも顧問の税理士に頼んでみましょ

う！

(執筆：税理士・行政書士 澤口洋輔)

5. 国籍コラム



1) 国籍って何だろう？

日本で日本人として暮らしていると、国籍のことをあまり意識することはないですね。

私も行政書士として、国籍に関わる仕事をするまでは、日本国民であるということをあまり意識していませんでした。生まれた時から、当然に日本人で、ずっと日本で生活している場合にはそれほど意識せずに生活すると思います。自国民であることを意識するのは、スポーツの試合などを見ているときでしょうか。先月閉会したリオ五輪でも、容姿では一見日本人に見えないですが、日本代表選手という方もいました。国別対抗なので、やはり日本人選手の活躍が気になりますし、応援しちゃいます。

国籍は、『個人が特定の国家の構成員であること』の資格を意味します。

日本を例にすると、**日本国籍 = 日本国民**で、**それ以外 = 外国人**となります。

2) 国籍はどうやって決まるのか？

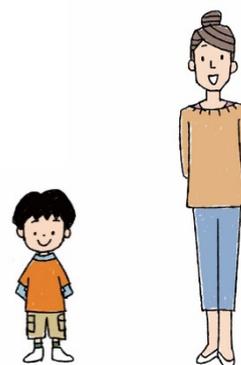
国籍は、通常出生の時に取得します。

どうやって決定するか？には、2つの考え方があります。

考え方① 親の血統と同じ国籍を取得する

考え方② 出生した国の国籍を取得する

① 血統主義、②を生地主義といいます。



どちらの主義を取っているか、は各国の法律によって定められていますので、国ごとに異なります。また、

各国とも補充的に他の主義を併用しています。では日本はどちらの主義を採用していると思いますか？

日本は血統主義が原則です。もしこれが仮に生地主義だったとすると、“日本で生まれたら、必ず日本国籍が取得できる”ということになってしまいますね。主な国の例を下記に記しました。生地主義の国は、歴史的に移民を受け入れてきた国に多いことが分かります。

血統主義の国 イタリア・フランス・ドイツなどヨーロッパ諸国、中国、韓国、インド、ベトナム

生地主義の国 アメリカ、カナダ、オーストラリア、ブラジル・ペルーなど南米諸国

3) 無国籍と重国籍の子がでてくるわけ

この2つの考え方のどちらを採用しているかにより、国際結婚や海外出産の結果として、子どもの国籍が2つになったり、無国籍になったりすることがあります。無国籍と重国籍は表裏一体と思えます。誤った認識による手続きや、手続き忘れにより、日本国籍が喪失していたということもあります。国籍の問題は、国際化の進む中、今後も増えるだろうと思います。

4) 出生以外の国籍取得

私が仕事で携わっているのは、主に『帰化』申請のお手伝いです。外国人が、自分の意思により日本国籍を取得することを帰化といいます。日本人との結婚、あるいは一生涯日本で暮らすことを決意した時などにする方が多いです。お相撲さん、サッカー選手などの中にも帰化している方たくさんいますね。帰化すると、日本の国籍を取得しますが、母国の国籍を喪失することになります。このような人生の中で大きな決断をする際に携わることができるのも、この仕事の醍醐味です。

(執筆：行政書士 宮下彩矢)



最後までお読みいただき、ありがとうございました！